

物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の購入、製造、修繕若しくは売払い、業務委託（建設工事関連業務を除く。以下同じ。）賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）若しくは役務の提供（以下「物品の購入等」という。）の競争入札参加者に必要な資格及び指名等に関し必要な事項を定める。

第2章 資格審査

(審査の方法)

第2条 入札参加資格の審査は、入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）に基づき提出された物品の購入等に係る入札参加資格審査申請等により総合判断するものとする。

(入札参加資格者名簿)

第3条 前条の規定による資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者は、物品購入等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

2 前項で定めた資格者名簿は、登録有効期間に限り、指定する場所において閲覧できるものとする。

第3章 指名基準

(指名の方針)

第4条 指名競争入札の指名に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小企業の保護育成に留意し、特に不利益又は不公平にならないよう公正に指名するものとする。

(指名の方法)

第5条 指名競争入札の指名にあたっては、特に市長が必要であると認める場合を除き、資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとし、次の順位により指名するものとする。

(1) 市内業者（浜松市内に本店を有する者をいう。）

(2) 準市内業者（本店は浜松市外で、浜松市内に支店、営業所等を有し、契約等が委任されている者をいう。）

(3) 市外業者（前各号に掲げる者以外の者をいう。）

2 指名競争入札に拠らない契約の業者の選定にあたっては、特に市長が必要であると認める場合を除き、資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとする。

3 物品の購入等の内容及び目的により特に必要があると認めるときは、第1項に規定する選定の順位にかかわらず、業者を選定することができる。

4 次の各号の一に該当する物品の購入等については、前各項の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(1) 災害救助等急を要するもの

(2) 特殊な物品の購入等

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(選定の基準)

第 6 条 前条の規定により入札参加者を選定する場合は、次の各号に掲げる事項を考慮して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 指名件数・発注金額(指名時における市発注物品の購入等に係る当該年度の指名件数・発注金額)
- (4) 物品の販売等において、官公庁の許可等を必要とする場合は、その許可等を有する者であること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、物品の購入等において特に必要があると認める事項(入札参加者の指名定数)

第 7 条 指名競争入札における入札参加者の指名定数は、原則、別表に掲げるところによるものとする。ただし、業種により、入札参加資格者が指名定数に満たないときは、この限りではない。

(入札参加の停止)

第 8 条 物品の購入等の競争入札に参加することができる資格を有する者若しくはその役員又は使用人等が物品の購入等に関して事故を起こし、若しくは不正行為を行い、又は法令に違反した場合は、別に定める基準に基づき入札参加を停止するものとする。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第7条関係)

入札参加者の指名定数(物品購入ただし印刷を除く)

物品の購入等予定金額	指名数
160万円超500万円未満	5者以上
500万円以上1000万円未満	6者以上
1000万円以上	7者以上

入札参加者の指名定数(印刷)

物品の購入等予定金額	指名数
250万円超500万円未満	5者以上
500万円以上1000万円未満	6者以上
1000万円以上	7者以上

入札参加者の指名定数(業務委託)

物品の購入等予定金額	指名数
100万円超200万円未満	4者以上
200万円以上500万円未満	5者以上
500万円以上1000万円未満	6者以上
1000万円以上	7者以上

入札参加指名定数(賃貸借)

物品の購入等予定金額	指名数
80万円超200万円未満	4者以上
200万円以上500万円未満	5者以上
500万円以上1000万円未満	6者以上
1000万円以上	7者以上